

# JAPAN DOCTORS Union News

2018年4月27日 第24号

発行所 全国医師ユニオン  
〒東京都千代田区神田佐久間町2丁目  
七番地第6東ビル605  
TEL03-5825-6138 FAX03-5825-6139  
URL <http://union.or.jp>  
mail [dr-union@nifty.com](mailto:dr-union@nifty.com)  
発行人 植山直人

## 「医師の働き方を考える国会内集会」と国会議員への要請

去る3月15日に衆議院第2議員会館多目的会議室にて全国保険医団体連合会主催で「医師の働き方を考える国会内集会」が開催され、全国医師ユニオンの植山代表が、勤務医の働き方の実態報告を行いました。また、集会と前後して、5つの政党の国会議員や議員秘書に働き方に関する要請を行いました。

### 1. 国会内集会

国会内集会には医師・歯科医師など約150名が参加、冒頭に保険医団体連合会の住江憲勇会長が、①労基法に基づく働き方の実現に政府が全力を尽くすこと、②必要医師数確保のための計画的な医師の養成と診療報酬引き上げを図ること、③安易な業務移管は行わないこと、④「医師の働き方改革」を検討する厚労省の有識者検討会のメンバーに勤務医労働者を追加することなど、4点を求める発言を行いました。

次に、元済生会栗橋病院の病院長補佐の本田宏医師が発言に立ち、医師の過重労働の背景に絶対的な医師不足があることを指摘。日本の医師数はOECDの平均水準より大幅に少なく、OECDレベルに引き上げるには10万人の医師増員が必要であることを強調しました。

また、改善策の基本は医師の増員であるが、それ以外の実効性ある具体的対策として医師の業務をサポートするフィジシャン・アシスタント（PA）の医療現場への導入が有効であるとの提案を行いました。医療機関ではすでにMEと呼ばれる臨床工学技士が導入され定着していますが、MEなどの医療現場での経験のあるスタッフがPAとなれば、養成も比較的スムーズに行われ即戦力となると指摘しました。

全国医師ユニオンの植山直人代表は、「『勤務医労働実態調査2017』から見える勤務医の働き方の現状と改善への道」と題して、調査結果の報告を行いました。

当直問題では、交替制勤務については「なし」が83.8%と2012年の調査の結果と比べてもほとんど改善されていないこと。また、当直明け後も約8割の医師が通常勤務を行っている実態を指摘しました。

休日に関しては、1カ月に1日も休みを取れていない医師が約1割も存在し、労働基準法が定める4週間に4日以上のお休みを取っていない医師が約3割もいたことから、これらは深刻な労基法違反であり、医療安全や医師の健康確保のためにも早急な改善が必要であることを強調しました。

また、医療安全に関しては、当直明けの連続勤務により約8割の医師が集中力・判断力が低下すると答え、約7割が診療上のミスが増加すると答えていることを指摘。

このように過重労働により医療安全が脅かされているにもかかわらず、国はこの問題に取り組んでいないと批判しました。

さらに、医師の健康面に関しては約4割の医師が健康に不安を持ち、約6割の医師が最近職場を辞めたいと感じていると回答していることを報告しました。

このような実態の中で、勤務医が望む改善して欲しい事の回答では「完全休日を増やす」がトップであり、改善に有効な方法の回答としては「医師数の増員」がトップであったことを紹介しています。

一方で、医師の診療科の偏在に労働環境が関係していると回答した医師が9割以上にのぼっており、診療科を選択するにあたって診療環境を考慮する若い医師が増えているために、各診療科の労働条件を平準化しなければ、診療科の偏在はさらに悪化すると指摘。地域における診療科別の必要医師数を調査し、必要な医師の増員と地域や診療科の偏在対策をセットにして早急に対策を打つことが必要であると強調しました。



### 2. 国会議員への要請

この国会集会と前後して、植山代表は自由民主党・立憲民主党・希望の等・日本共産党・自由党の各国会議員を回り、全国医師ユニオンが厚労省に提出した要請文に基づいた要請を行いました（要請文は5ページに全文記載しています）。

特に、厚労省の「医師の働き方改革に関する検討会」には医療界の代表として病院管理者などが委員となっていますが、労働組合の医師が選出されていないことは公平性を欠いていることを指摘。医療界の使用者側代表、医師の労働者側代表、公益代表で委員会を構成すべきであり、すみやかに、検討会の在り方や委員構成を再考し労働組合側の医師を入れるよう要請しました。